

伊達市競争入札心得の一部を改正する告示

現行	改正案	備考
<p>(入札等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する次の者を入札代理人とすることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公正な競争の執行を<u>妨げたもの</u>又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより市長に申し出るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に<u>直接提示して</u>行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入札の取りやめ等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指名競争入札において、入札参加者等が1者の場合は入札の執行を取りやめる。<u>ただし、入札の執行時に、無効な入札書、辞退届等の提出により、予定価格の制限の範囲内</u></p>	<p>(入札等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 入札参加者は、令第167条の4第2項の規定に該当する次の者を入札代理人とすることはできない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 公正な競争の執行を<u>妨げた者</u>又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより市長に申し出るものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 入札執行中にある場合は、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に<u>提出することにより</u>行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>(入札の取りやめ等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 指名競争入札において、入札参加者等が1者の場合は入札の執行を取りやめる。<u>ただし、次条に規定する無効な入札書の提出により、有効な入札書を提出した者が1者とな</u></p>	

で有効な入札書を提出した者が1者となった場合については、競争性は確保されていることから、この限りでない。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札。ただし、免除された者を除く。
- (3) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした入札
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札

(7) 金額を訂正した入札

(8) 誤字、脱字等により入札書の記載事項が不明瞭なもの、又は入札書に記名若しくは押印を欠く入札

った場合については、この限りでない。

3 入札辞退届又は辞退の旨を明記した入札書の提出により、入札書を提出した者が1者となった場合、初度入札においては、入札の執行を取りやめる。ただし、再度入札においては、この限りでない。

(入札書の無効及び入札参加者等の失格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格のない者が提出した入札書
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が提出した入札書。ただし、免除された者を除く。
- (3) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札書
- (4) 委任状を持参しない代理人が提出した入札書
- (5) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人が提出した入札書
- (6) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札書を提出し、その前後を判別することができない入札書又は後発の入札書
- (7) 鉛筆書きによる入札書
- (8) 金額の記入がない、金額を訂正した、又は金額が判読できない入札書
- (9) 誤字、脱字等により入札書の記載事項に誤りがあるもの又は記名若しくは押印を欠く入札書
- (10) 宛先、名称又は商号、押印のいずれかがない入札書

- (9) 明らかに連合と認められる入札
- (10) 見積内訳総括表を提出しない者による入札
- (11) 見積内訳総括表の積算価格と入札金額が一致しない入札
- (12) 金額の記入漏れ、計算誤り等、見積内訳総括表が入札金額の根拠資料として不適切な入札
- (13) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件又は伊達市において特に指定した条件に違反した入札

(落札者の決定)

第9条 (略)

- 2 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 (略)

(再度入札)

- (11) 日付がない、又は指定された入札日の日付となっていない入札書
- (12) 明らかに連合と認められる入札書
- (13) 見積内訳総括表を提出しない者が提出した入札書
- (14) 見積内訳総括表の積算価格と入札金額が一致しない入札書
- (15) 見積内訳総括表の記入漏れ、根拠不明な値引きの記載、計算誤りなど入札金額の根拠資料として不適切な入札書
- (16) 入札書及び委任状の訂正を行った場合において、入札参加者等の訂正印又は署名による訂正がない入札書
- (17) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件又は伊達市において特に指定した条件に違反した入札書

2 次の各号のいずれかに該当する入札参加者等は、失格とする。

- (1) 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）を設けている場合は、入札金額が最低制限価格を下回る入札をした者
- (2) 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

(落札者の決定)

第9条 (略)

- 2 最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 (略)

(再度入札)

第10条 (略)

2 再度の入札を行うとき、次のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない(入札の失格という。)。

- (1) 第5条に規定する無効の入札をした者
- (2) 最低制限価格より低い価格の入札をした者
- (3) 再度の入札をした場合において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

様式第2号 (第3条関係)

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、貴伊達市との間における次の事項の入札及び見積りに関する権限を委任します。

工事番号	工 事 名	工 事 箇 所

年 月 日

伊達市長 (契約担当者)

住所 (所在地)
委任者 名称 (商号)
代表者役職・氏名 印
代理人 役職・氏名 印

第10条 (略)

2 再度の入札を行うとき、第7条第1項に規定する入札書の無効、又は、同条第2項に規定する入札参加者等の失格となった者は、再度の入札に参加することができない。

様式第2号 (第3条関係)

委 任 状

私は、次の者を代理人と定め、貴伊達市との間における次の事項の入札及び見積りに関する権限を委任します。

番 号	件 名

年 月 日

伊達市長 (契約担当者)

住所 (所在地)
名称 (商号)
代表者役職・氏名 印
(代理人氏名 印)

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

伊達市長

見積内訳総括表

工事番号	—
工事名	—

本 工 事 費	入札金額の内訳 (円)
直接工事費 : (a)	
共通仮設費 : (b)	
現場管理費 : (c)	
一般管理費 : (d)	
工事価格 : (e) = (a) + (b) + (c) + (d)	
工事価格 (千円止め)	
工事費計 (入札金額、税抜き)	

住所 (所在地)

名称 (商号)

代表者役職・氏名

印

(代理人氏名)

印

様式第3号 (第3条関係)

年 月 日

伊達市長

見積内訳総括表

番 号	—
件 名	—

本 工 事 費	入札金額の内訳 (円)
直接工事費 : (a)	
共通仮設費 : (b)	
現場管理費 : (c)	
一般管理費 : (d)	
工事価格 : (e) = (a) + (b) + (c) + (d)	
工事価格 (千円止め)	
工事費計 (入札金額、税抜き)	

住所 (所在地)

名称 (商号)

代表者役職・氏名

印

(代理人氏名)

印